

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
こども政策課	こども医療費支給	1	①	こども医療費支給	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図る。	市民(健康保険に加入している中学校3年生までのこどもの保護者)	医療保険の適用される医療費のうち、一部負担金(医療費の3割等)から、高額療養費、附加給付、他法負担分等を控除した額を支給する。	1,221,957	A	継続
	ひとり親家庭等医療費支給	1	①	ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	市民(ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童又は20歳未満の障害児とその父母等)	医療保険の適用される医療費のうち、一部負担金(医療費の3割等)から、高額療養費、附加給付及び他法負担分、自己負担金等を控除した額を支給する。	74,810	A	継続
こども政策課一般事務		1	④	特別児童扶養手当(進達事務)	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	市民(精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童の養育者)	手当月額 1級(重度)5万2,500円 2級(中度)3万4,970円 ※令和2年4月1日現在。物価スライド制の適用により改定される場合がある。	5,992	A	継続
		2	①	遺児手当支給	遺児の保護者に遺児手当を支給することにより、これら遺児の健全な育成を図る。	市民(父母のいない中学校卒業までの遺児の保護者)	遺児1人当たり月額8,500円を支給する。	3,030	A	継続
		3	①	多子世帯応援クーポン事業	子育てサービス等を利用することができる「3キュー子育てチケット」を申請により配布し、多子世帯の育児にかかる経済的・身体的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供する。	市民(当該年度に出生した第3子以降の児童の保護者)	埼玉県が実施する第3子以降が生まれた世帯に、子育てサービス等に利用できる「3キュー子育てチケット」を3年間で5万円分配布する事業において、1年目に3万円分を上乗せして配布する。	14,489	A	継続
子ども・子育て支援新制度事務		1	④	社会福祉審議会児童福祉専門分科会事務	地方版子ども・子育て会議を設置・開催し、子ども・子育て支援事業計画や施策の推進を図る。	市民	子ども・子育て支援事業計画の策定及び施策の実施状況についての調査審議等を行う。	12,721	A	継続
		2	⑥	子ども・子育て支援新制度庁内検討会議	子ども・子育て支援新制度に関し、必要な事項を検討し、制度の円滑な施行を図る。	市職員	庁内関係課による、子ども・子育て支援新制度に関する事項等について調査・検討を行う。	1,145		継続
		3	⑥	子ども・子育て支援推進委員会	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	市職員	庁内関係課による、子ども・子育て支援事業計画の実施状況の把握・点検及び市民への公表に関する事項等について調査・審議する。	1,145		継続
		4	①	子育て情報誌作成事業	子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるように、情報誌を作成し、必要な情報を提供・発信する。	市民	NPO団体等と協働による情報誌の作成を行い、出生届提出時等に窓口で配布するとともにホームページで公開する。	1,281	A	継続
		5	⑥	子ども・子育て支援システム管理	子どものための教育・保育給付事務の円滑な遂行のため、システムの適切な維持管理を行う。	事業者	・子ども・子育て支援システムの維持管理 ・維持管理に伴う業務委託事務 ・法令改正等に対応するためのシステム改修	39,204		継続
		6	①	仕事と家庭の両立を推進するためのセミナー	セミナー等の実施により、ワークライフバランスの啓発・推進を図る。	市民 事業主等	セミナー等の開催。	1,529	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
	民間保育所等整備	1	④	保育所等建設費補助金	地域の保育需要に対応し、子育てプランの目標定員数の達成や入所待機児童者数の削減を図るため。	事業者	・社会福祉法人等が保育所等を整備する際に要する建設、改修費用の一部について補助する。	963,398	A	継続
		2	④	児童福祉施設等設置認可	児童福祉法等に基づき、保育ニーズに対し、質が確保された保育を提供するため、基準に適合している施設を設置認可する。	事業者	・認可に係る申請内容を審査し、設置認可する。	2,977	A	継続
		3	④	認可外保育施設届出	児童福祉法に基づき、施設の把握及び指導監督の徹底を図るため、設置の届出等(変更含む)を指導する。	事業者	・届出等の手続きを速やかに依頼し、施設の把握・情報を整備する。	993	A	継続
		4	④	子ども・子育て支援法に基づく利用定員の確認(教育・保育施設、地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設)	施設・事業者からの申請に基づき確認し、給付による財政支援の給付の対象となるか確認する。	事業者 県	・事業内容を確認し、県へ報告する。	535	A	継続
		5	④	子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の届出(教育・保育施設、地域型保育事業)	保育施設を運営していくにあたり、事業者の業務管理体制を整備し、責任者を明確にする。	事業者 県、国	・業務管理体制を確認し、県又は国へ届出をする。	535	A	継続
		6	④	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に関する情報の報告(教育・保育施設、地域型保育事業)	事業者が確認を受け、教育・保育を提供する場合には、その内容を確認し、県に報告する。	事業者 県	・教育、保育に関する情報を確認し、県へ報告する。	535	A	継続
		7	④	認可外保育施設指導監督	児童福祉法等に基づき、認可外保育施設指導監督基準を満たした適切な運営・保育内容であるか、施設へ立ち入って調査する。	事業者	・設置前の事前相談や、運営状況の報告徴収および立ち入り調査を実施。 ・認可外保育施設の実態を把握し、必要に応じて指導することにより、適切な保育環境を確保する。	1,145	A	継続
	児童手当	1	④	児童手当支給	児童の養育者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	市民(中学校卒業までの児童の養育者)	児童1人当たり月額1万円(3歳未満および小学校以下の第3子以降は月額1万5千円、所得超過者は月額5千円)を支給する。	5,317,601	A	継続